

新宿区教育委員会会議録

平成17年第3回臨時会

平成17年6月23日

新宿区教育委員会

平成17年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成17年6月23日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時28分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	教 育 政 策 課 長	鴨 川 邦 洋
教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第44号 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定の締結について

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いします。

議案第44号 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定の締結について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第44号 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定の締結について」を議題といたします。

では、議案第44号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第44号の御説明をいたします。

警察と学校との相互連絡制度の協定につきましては、過日、3月の第3回定例会で御協議いただきました。その後、新宿区の情報公開・個人情報保護審議会の方に諮問するというところで、5月6日、第5回定例会で諮問について御決定をいただいたところでございます。それを踏まえまして、情報公開・個人情報保護審議会の方に諮問いたしまして、6月6日付で承認をいただきました。この件につきましては、もう3回目になりますので、今回につきましては、5月30日と6日、両日に渡って審議会がございました。その辺の審議を踏まえて協定書の一部、それからガイドラインの一部について修正をいたしておりますので、その辺について御説明をしてみたいと思います。

まず、協定書についてでございますが、ちょっと資料を御覧いただきたいと思います。協定書の案の裏面になりますが、まず第7条の連絡の方法でございます。この3行目のところの「電話又は面接による口頭連絡により」というふうに記載されておりますが、ここは、5月の定例会でお示した協定書の案文では、「原則として」というふうになっておりました。これにつきましては、「電話又は」というふうに修正しておりますが、「原則として面接」ということでは、面接という方法もございまして、時と場合によっては電話もある、あるいは文書もあるし電子メールもあるということで、連絡方法が非常にあいまいになってまいります。そのため、連絡の方法を明確にするため、「電話又は面接」としたところでござい

す。

ただし、ガイドラインの方に細かく規定をしておりますが、電話につきましては緊急時、やむを得ない場合ということで、面接による連絡を徹底するというでガイドラインの方に記しております。これについては、また後で御説明いたします。

それから、同じページのところの下、8条につきまして、これは適正な情報管理ということで、5月6日の委員会のときには、8条のところは1項だけで2項がございました。これについて、2項を読み上げさせていただきますが、乙というのは新宿区の教育委員会です。「乙及び学校は、本協定に基づく連携を実施するに当たり、新宿区個人情報保護条例を遵守し、個人情報に関し適正な収集、保管及び利用を行う」というふうにさせていただいております。これにつきましては、適正な情報管理につきまして、新宿区教育委員会としての姿勢をより明確にし、ガイドラインにつなげるということで追加させていただいたものでございます。

以上が協定における修正の箇所でございます。

次に、ガイドラインもあわせて修正をしております。ガイドラインの方を御覧いただきたいと思っております。ガイドラインの2枚目の裏になります。10の連絡の方法というのがございます。ここにつきましては協定の7条を受けまして、電話での連絡をより限定したところでございます。大幅に従前のガイドラインから修正をさせていただいております。1行目の中ほど「電話又は面接」というところを、従前は「原則として面接」というふうになっておりましたが、「電話又は」ということにいたしまして、2行目のただし書き以下をつけ加えさせていただきます。 「ただし、電話は、緊急時又はやむを得ない場合として、必ず学校の連絡担当者が対応し、警察の連絡担当者の本人確認を確実に行うこととする。警察の連絡担当者から、電話を受けた場合でも、学校の連絡担当者が、出向くなどして面接をできるだけ徹底する」ということで、警察から連絡が入った場合については一たん切って、向こうの連絡先にこちらからかけ直すということで、本人確認を確実に行うということと、もう1つは、本当の緊急の場合以外については、電話を受けた場合でも電話で済ませるのではなくて、直接学校の担当者が所轄の警察に出向いて、面接で情報をやり取りすると、そういうことに徹底をしております。

それから、次のページの14、その他のところでございます。ここについては、大分、大幅に修正させていただきました。

まず、14の修正箇所でございますが、1番目につきまして(1)のところですが、これにつ

いては全面追加ということで、新たにつけ加えさせていただいております。これは、本制度の学校への周知徹底と、適切な運用をうたっているところでございます。

それから、3番目については一部修正をさせていただいております。従前は「警察と必要に応じて協議を行う」というふうに書いておりましたが、今回「新宿区教育委員会は、相互連絡制度の適切な運用を確保するため、警察と定期的又は必要に応じて」ということで、「定期的」というのを加えさせていただきまして、協議を警察と定期的に行うということを加えさせていただいております。

それから、5番目も全面追加しております。これは情報公開・個人情報保護審議会で特に御意見をいただいたところでございますが、要は、新連絡制度の運用状況を情報公開・個人情報保護審議会にも報告をしろという御意見がございました。したがって、「新宿区教育委員会は、相互連絡制度の運用状況を随時、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に報告する」ということをつけ加えさせていただいております。「随時」といいますのは、こういった事例があった直近の審議会の方に御報告をするということでございます。

それから、6番目も追加させていただいております。必要に応じて運用状況をより適切にやっていくために、「必要があると認める時は、見直しを行う」ということを追加させていただいております。

この辺が、さまざま、審議会の中でいただいた意見を踏まえて、修正したところでございます。

そのほか若干の文言整理をいたしておりますが、特に内容には関係がございませんので、省略をいたしたいと思っております。

以上、議案の説明でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いします。

いかがでしょう。

教育政策課長 すみません、ちょっと補足を。

櫻井委員長 追加ですか。お願いします。

教育政策課長 説明が漏れておりました。

この協定の案文の最後のページでございますが、甲と乙については御覧のとおりでございます。それで一応、今月末、6月29日に協定を警視庁と取り交わしたいというふうに考えております。施行日は、その2つ上の12条に書いてありますが、7月1日付からというふうなところで、予定として考えております。

それからもう1点、資料の一番最後に情報公開・個人情報保護審議会の会長から区長あての審議結果、情報公開・個人情報保護審議会の審議結果について通知をいただいております。その記書きの表の中1番目のところが、今回御説明いたしました協定書についての審議会における審議の結果ということで、右の欄に「承認する」ということで。「ただし、審議会が出された様々な意見を踏まえ、運用に十分注意すること」という附帯意見がついております。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。それも含めましていかがでしょうか。

はい、内藤委員、お願いします。

内藤委員 実際の運用上なんですけど、協定案の本文には明記されていないけれども、ガイドラインの8で、警察からの情報提供の要請がありますね。警察から学校へ情報提供の要請があった場合には、このガイドラインに示されている上記4、上記7、それぞれ丸、括弧がありますが、この範囲を逸脱しない範囲で、「警察との連携が特に必要であると判断した場合に限り、必要な限度で情報を提供するものとする」と。ところが、上記4の連絡の範囲を逸脱しない範囲という、この連絡の範囲というのを見ますと、いずれも学校長が自発的に警察へ連絡する事案のように思われますが、その点いかがですか。

櫻井委員長 いかがでしょうか。どなたに伺いましょうか。

教育指導課長。

教育指導課長 ご指摘のとおりでございます。ただし、これは繰り返しになりますけれども、その場合においても、教育委員会、教育指導課と十分協議をして、その情報の提供については、注意をしていくということでございますので、その点、申し添えさせていただきます。

内藤委員 実際問題として考えられるのは、このガイドラインの4の(2)の の連絡する事案ですね。これが警察からの情報提供の要請があってということは、こういう事案の発生自体に、学校側が気づいていなかったということになるんでしょうか。

櫻井委員長 はい、いかがでしょう。教育指導課長。

教育指導課長 もちろん、警察から問い合わせを受けて初めて、その事案が発生しているということが想定の中だと思いますけれども、認識の差というのもあるかと思うんですね。どうもきな臭い子どもの行動があるけれども、それを即警察に情報提供のような形になるのはいかがなものかということは、これまでこの委員会でも、あるいは個人情報の審議会でも御指摘されているところですから、当然慎重にならざるを得ないところもあるかと思いますが、当然認識していなかったことは中心であろうかと思いますが、認識していても、そ

の認識の差によって、レベルの差によって、まだ学校の中にとめ置いていたというようなことも十分考え得るところでございます。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

内藤委員 だからこれは、実際に運営される場合は、容易に推測できることなんですが、警察からの情報提供の要請に学校側がいかにか答えるかという、こういうケースが容易に予想されますよね。だから、この審議会でも、「審議会が出された様々な意見を踏まえ、運用に十分注意すること」というのは、そういうことも含めてのことであろうと思いますが、運用には十分注意していただきたいということと、もう1つは、学校から警察への情報提供の要請というのは想定されていないんですか。

櫻井委員長 教育指導課長。

教育指導課長 当然、それは想定してございます。

内藤委員 また、これはガイドラインに戻りますが、ガイドラインの4の連絡の対象事案ですね。(1)の、「すべて連絡する事案」、これはすべて連絡する事案、もう当然のことだと思いますが、については、「下記の事案については、少年育成課長、警察署長が学校における継続的な指導の必要性を認めた場合に連絡を行う」。このア、イ、ウ、エ、これはすべて当然連絡すべきことであって、これで学校における継続的な指導の必要性を認めない場合というのは、ちょっと想像もつかないんですが、その点いかがですか。

教育指導課長 当然、このように警察が継続的な指導を認めた形で連絡をしてきた場合は、当然学校はそれを受けるわけでございますけれども、受けて、そのままそれをダイレクトに子ども及びその保護者にぶつけていくということは、また慎重を期することだろうと思います。その辺は、警察は継続的な指導と、この継続的な指導といいましても、警察と同じことを指導するということでは教育にはなりませんので、十分にそうした子どもの行動など、あるいは生活面での様子などを把握した上で、観察をしたり見守るということも、継続的な指導のうちに入りますので、そのように総合的に判断をすることが、学校にとって大切なことでもありますし、またそうした情報があったときには、教育委員会としても、学校に十分指導、助言をしていくということで、三位一体の形でガイドラインもつくり込んでございますので、そのように御理解いただければと存じます。

内藤委員 教育委員会で運用状況を見守り、必要があれば見直すということになっていますので、運用の場合に、その運用に当たって、教育委員会として特に留意すべきだと思うのは、警察側が学校に対して情報提供を要請する、学校はそれに答える。だけど、同時に警察が持

っている情報を学校が提供を要請した場合に、警察の方がこれを出したり出さなかったりという警察側の裁量の幅が非常に大きい場合は、この学校と警察の協力が、片務的というんですか、学校側にいろいろな情報提供の義務を負わせて、警察側は必ずしもそれに束縛されないというような事態を招かないように、運用上、十分な注意が必要だと思います。

櫻井委員長 私も最初にそれを感じていたんですが、そういうニュアンスというのは、どこから感じればいいんですかね、このガイドラインで。

内藤委員 どういう意味で。

櫻井委員長 警察が学校へ、より多く情報提供を求めて、逆の場合はそうでもないというような、今の御意見。

内藤委員 つまり、このガイドラインの1枚目に、4、連絡の対象事案というのがありますよね。警察から学校への連絡事案。その次に、これは学校における継続的な指導の必要性を認めた場合に連絡を行う。これは必ずしも警察を拘束していませんよね。つまり、少年育成課長、警察署長が必要性を認めた場合に連絡を行うのであって、必要を認めなければ連絡は行わない、そういったところで。

櫻井委員長 はい、読み取ればいいんですね。

内藤委員 それともう1つは、その次のページなんですけど、連絡を行わない事案、ア、捜査中の事案というのがありますね。これが、僕は少年犯罪が絡んでいる場合は、捜査よりも指導を優先するという立場を、警察も学校も、学校は当然として、警察もとるべきだと思いますけれどもね。それは、実際に起きたケースの場合で判断するほかないと思いますけれどもね。捜査中ということになると、もう一切連絡はしないということは、十分、捜査終了まで連絡しないということであると、なかなかこの前にうたっている不良行為とか、つまり触法少年であるとか、犯罪の手前のところにある少年の指導に対して、学校が協力するということは難しいんじゃないかという危惧の念を感じますね。

櫻井委員長 教育指導課長。

教育指導課長 御指摘のように片務的、双方のうちのどちらかに偏りがあって情報の提供が円滑にいかない、特にそこが警察が捜査中というようなことも考えて、十分そうしたことは想定されるわけでございますけれども、これまで新宿の所轄、所管されている署は4警察でございますけれども、生活指導主任を通しての学校と警察との連絡「学警連」といいます連絡会、あるいはスクールサポーターといわれる警察OBの方たちの学校をサポートしてくれる、そういうコミュニケーションということを、私、考えますに、よほど全く捜査中で、その捜

査がどういうことなのか警察もまだ先行きが全く判断できないというようなことは、これはもう当然出しようがないわけですからけれども、そうではなくて、やはり子どもが何らかの犯罪に巻き込まれている、特にこの協定書は、犯罪の被害者にも加害者にもさせないという視点で、強く警察に申し入れをしながら運用していくことのでございますので、特に偏り、それから捜査中ということを出さないということではなくて、捜査中であれば、その捜査の進捗状況なり見通しなり、そういうような部分についてはきちっと学校をサポートしながら、教育委員会も警察にしっかりと、もし提供に滞り、あるいは偏りがあるようでしたら、それは強くこちらも求めて、片務的にならないように運用をしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

櫻井委員長 よろしいですか。

それでは、全面追加になりましたり、あと、ただし書きの後とか、その辺はいかがでしょうか。14のその他あたりですけれども、よろしいですか。

はい、熊谷委員。

熊谷委員 1つだけ。ちょっと様式のことなんですけれども、この協定書は、一応締結の日付が入っていますよね。このガイドラインは、一切日付が入っていないんですけれども、これは今の14のその他の(6)のところに、「このガイドラインについては、運用状況を踏まえ、必要があると認める時は、見直しを行うものとする」というふうになっていますので、そういう場合はいつの時点でこのガイドラインができて、そしていつの時点でまた見直しを行ったと、こういうことになるので、このガイドラインというのは日付を入れておくべきなのか、あるいはそういうものではないのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 すみません。これにつきましては、きょうの委員会の決定を受けまして、この決定をしていただくということではなくて、教育長の決定ということで、きちんと決裁をとりまして、日付をきちんと整理したいと思います。基本的には、きょう以降、協定を結ぶまでということにしております。

熊谷委員 よろしく願いいたします。

櫻井委員長 そのほかにはございませんか。

何か、こうやって難しい文章になると、かた苦しいですけれども、要するに児童・生徒の健全育成が大いなる眼目であるということで、その点を正しく運用していただくことを願います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようでしたら、「議案第44号 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定の締結について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 異議なしということですので、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は終了いたしました。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は、これで閉会といたします。

午後 2時28分閉会